

植木剪定・除草作業にご興味をお持ちの方へ



当センター中部事務所では、植木剪定作業や除草作業の就業会員を募集しております。次の条件を満たし、就業を希望される方は中部事務所までご連絡ください。

※お仕事の紹介は当センターの会員を対象としているため、会員登録が必要となります。

☆基本条件

- ・ 請けた仕事は責任をもって最後までしっかり遂行できる
- ・ 発注者等に対して丁寧な対応ができる
- ・ 体力に自信がある（夏季は特に炎天下での作業となります）
- ・ 中部事務所の管轄区である高津区と宮前区の就業場所にご自身で行ける（※植木剪定作業は道具を運ぶ車両が必須です）
- ・ 作業で使用する道具（植木剪定作業は枝切りばさみや三脚等、除草作業は鎌や熊手等）をご自身で用意し、持参できる
- ・ 植木剪定作業の就業希望者は植木班、除草作業の就業希望者は除草班に所属し、発注者の都合に合わせて作業を行うため、年間を通じて日程の調整ができる
（※就業には繁忙期と閑散期があります）
- ・ 当センター主催の事業説明会に出席し、説明内容をご理解の上、決まりに従って就業ができる

☆申し込み・問い合わせ

（公財）川崎市シルバー人材センター
電話 044-822-5031

中部事務所

